

インド税務当局が国別報告書の適切な使用に関するガイダンスを公表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

インド政府は、2016年財務法によりインド所得税法(以下「ITL」)を改正し、追加の移転価格文書条項を導入しました。これは以下の項目から成ります。(i)多国籍企業(以下「MNE」)グループのすべての構成会社に関する標準化された情報を含むマスターファイル、(ii)グループ内における経済活動の場所の指標、並びにグループの所得及び税金のグローバル配分に関する特定の情報(以下「CbCR情報」)を含む国別(以下「CbC」)報告書の二つです。この改正案は、経済協力開発機構(以下「OECD」)の税源浸食と利益移転(以下「BEPS」)の行動13(移転価格文書及び国別報告)に関する報告書に含まれる勧告を実施するために導入されました。さらに、実施規則も2017年10月31日に発行されています。税務管轄地が国別報告書入手し使用するにあたっては、CbCR情報を適切に使用することを条件としています。インドは国別報告書の適切な使用を保証することに合意しており、2018年6月27日に、国別報告書の適切な使用に関するガイダンスを提供するための命令書第02/2018号(以下「ガイダンス」)を公表しました。ガイダンスでは、CbCR情報の機密に関する懸念事項や、適切な使用の監視、管理、レビューのプロセスの概要についても説明しています。

ガイドランスは、行動13報告書及び2017年9月の国別報告書の適切な使用に関するOECDのガイドランスにおおむね基づいており、そのOECDガイドランスでは、国別報告書に含まれる情報は、ハイレベルな移転価格リスク評価、他のBEPS関連リスクの評価、また適切な場合には、経済的及び統計的分析のためにのみ使用できるとしています。この情報は、最低基準(ミニマムスタンダード)の下では、完全な機能分析及び比較可能性分析に基づく個々の取引と価格の詳細な移転価格分析の代用として使用することはできません。ガイドランスはまた、インドがこれらの条件に違反して納税者の所得を調整した場合、インドが当該調整をいかなる権限ある当局(competent authority、以下「CA」)の手続きにおいても速やかに譲歩するというOECDの見解を再度確認しています。しかし、これは、MNEグループ内の移転価格の取決めや、税務調査の過程で他の税務問題についてのさらなる問合わせの基礎として、インドが国別報告書の使用ができないということを示唆するものではありません。ガイドランスはまた、CbCR情報を使用している間、税務当局職員が従うべき守秘義務の規範を定めています。さらに、ガイドランスによれば、インドのCAを通じてインド税務当局は国別報告書の適切な使用のための四半期レビュープロセスを2019年1月1日から行うことになっており、第1四半期の最初の期限は、2019年4月30日となっています。

このアラートは、CbCR情報の適切な使用に関するガイドランスの概要を解説しています。

詳細解説

概要

2015年10月5日、OECDはBEPS行動計画に基づく行動13「移転価格文書化及び国別報告書」に関する最終レポートを発表しました¹。この報告書は、マスターファイル、ローカルファイル、及び国別報告書からなる標準化された3層構造アプローチによるMNEの移転価格文書及び特定のMNEグループが毎年国別報告書を提出する義務について記載されています。国別報告書はBEPSプロジェクトの、4つの最低基準の1つであり、BEPS包摂的枠組みのすべてのメンバーが一貫して実施することが合意されています。OECDは、国別報告書の一貫性のある迅速な実施を支援するため、OECD及びBEPS包摂的枠組みが国別報告書の導入と運用に向けて作成したガイドランスの一部として、CbCR情報の適切な使用に関するガイドランス及び2冊のハンドブックを発行しました。

OECDのBEPSプロジェクト勧告に対応して、インド政府は2016年財政法によりITLを改正し、行動13に含まれる指針を実施するために追加の移転価格文書と国別報告書の規定を導入しました。国別報告書及びマスターファイルの提供の実施に関する詳細な規則は、2017年10月31日に公開されま

した。ITLの下では、マスターファイルとローカルファイルはMNEがインド現地で提出しますが、インド現地での国別報告書の提出要件は次の場合に発生します。(i)MNEの親会社又は代理報告会社(以下「ARE」)がインドの居住者である場合、又は(ii)インドの構成会社が属するMNEグループの本拠地を管轄する税務当局が、インドと国別報告書の交換のための協定を締結していないか、又は協定があってもインドと情報を交換しておらず、この事実がインドの税務当局によって構成主体に伝えられている場合、である。この他のすべての場合には、多国間税務執行共助条約、二国間租税条約、又は租税情報交換条約(以下「TIEA」)に基づく政府間メカニズムにより、国別報告書は究極的な親会社の税務居住地で提出され国別報告書情報の自動交換により税務管轄地間で共有されるので、インドに居住するすべての構成会社はインドで国別報告書通知を提出する必要があります。

インドにおける国別報告書法令の実施以来、国別報告書に関する活動が継続的に増加しており、CbCR情報の使用に関する懸念が生じていました。従って、国別報告書の適切な使用を明言しているインドは、2018年6月27日に命令書第02/2018号(ガイドランス)を発表しました。これは主に国別報告書のプロセスとメカニズムを記載しており、国別報告書の適切な使用について十分に参照しその遵守を確実にするものです。

ガイドランスの内容

国別報告書のやりとりの仕方

BEPS包摂的枠組みのメンバーとして、インドは2016年5月、国別報告書の自動的交換のための権限のある当局多国間合意(以下「MCAA」)に署名しました。さらに、インドは既存の二国間租税条約、又は他の税管轄地が国別報告書 MCAAに署名・批准していない場合はTIEAに基づいて、国別報告書の自動的交換のために権限ある当局二国間合意(以下「BCAA」)を個別に締結すると見込まれます。インドは、MCAA又は関連するBCAAに基づき、2016年4月1日から開始する会計年度について、MNEグループの親会社又はインドにあるAREが提出した国別報告書を交換し、インドに構成会社を有する非居住MNEグループの国別報告書を受領することになります。

CbCRレポートへのアクセス

ガイドランスでは、インドで提出された国別報告書と他の税管轄地から受領したすべての国別報告書には、主にインドのCA及びリスク評価総局(以下「DGRA」)がアクセスすると述べています。さらに、構成会社の事案が調査のために選択されると、管轄の移転価格担当者(以下「TPO」)はその構成会社のCbCR情報にアクセスすることになります。しかし、TPOは、DGRAの一部として中央リスク評価ユニット(以下「CRAU」)が規定する標準的な運用手続きに従わなければなりません。

国別報告書の適切な使用

TPOが国別報告書を通じて得た情報は、ガイダンスに従い、行動13報告書に沿って以下のようにおおむね3つの目的のために適切に使用されなければなりません。(i)ハイレベルな移転価格リスク評価、(ii)他のBEPS関連リスクの評価、並びに(iii)経済的及び統計的分析。さらに、CbCR情報は税務調査の計画、及び調査の過程でMNEグループの移転価格の取決め及び税務事項について追加の問合わせをするための基礎として使用することができると規定されています。ただし、CbCR情報の使用は、以下の場合には「不適切」と見なされます。

- (i) 詳細な機能、資産及びリスク分析並びに比較可能性分析に基づいた独立企業間価格の詳細な移転価格分析及び決定の代用として当該情報を使用する、及び
- (ii) 移転価格調整を提案する唯一の情報源として使用する。

▶ ハイレベルな移転価格リスク評価

CRAUはまず、ガイダンスに従ってインドの構成会社とその関連会社との間の移転価格取決めから生じる潜在的なリスクについて、いくつかの視点を提供する国別報告書(提出済み及び受領済み)を評価するものとします。これには、当該年度に関する調査のために、特定の構成会社の選択を通して計画可能で詳細な調査が必要となる場合があります。調査の過程で、TPOは入手したその他の情報源を含むCbCR情報を使用してさらに調査を行います。これらの聞き取りがCRAUによって特定された潜在的なリスクに限定されるべきであるというTPOの範囲に制限はありません。行動13報告書に沿って、ガイダンスは、国別報告書に含まれる情報を、移転価格調整を提案する唯一の情報源として使用してはならないことを明確にしています。移転価格の調整は、ITLの規定及びその規則に従って行われなければなりません。

▶ その他のBEPS関連リスクの評価

行動13報告書に沿って、国別報告書は、移転価格の取決めとは無関係の潜在的な税務リスクの指標を特定するために使用してもよいとしています。潜在的なBEPS問題についての結論に達するように、調査の間にさらなる質問を通じて当該リスクの検査に導きます。しかし、国別報告書から収集した情報は、MNEグループが他の形態のBEPSに従事しているという決定に到達する「決定的な証拠」とは見なすことはできません。

▶ 経済的及び統計的分析

行動13に規定されているように、国別報告書の使用のより良い理解と、国別報告書及び税制の特徴、便益及びリスクの特定を目的として、CbCR情報を経済及び統計分析に使用することができます。さらに、そのような分析のための情報の使用は、租税条約の規定と一致しなければなりません。

国別報告書の機密性

国別報告書の使用違反があると、他の税管轄地からの国別報告書の受領に影響が及ぶ可能性があるため、ガイダンスは、租税条約の下で、また国際的な義務として機密保持の法的重要性と必要性を認めています。従って、ガイダンスはインドで提出された他の管轄区域から受け取ったすべての国別報告書が、ITL条項及び租税条約の条項の下で厳格な機密保持規範の対象となることを規定しています。ガイダンスはまた、租税条約の下で交換されるCbCR情報を取り扱うすべての担当官は、インド政府が発行した「情報交換マニュアル」の守秘義務の章を遵守しなければならないことを明確にしています。また、ガイダンスは、税務当局の上級管理職が担当地域の職員に機密保持義務を慎重に履行するよう重い責任を負わせています。

監視、管理、レビュー

ガイダンスによれば、移転価格調査中のTPOによるCbCR情報の使用は、税管轄地の署長によって監視され、適切な使用に関する違反は適切なチャンネルを通じてインドのCAに通知されることがあります。インドのCAは、このような違反をOECDの調整機関事務局に開示することを明言しています。さらに、各TPOは、適切な使用に関する違反について納税者の懸念を税管轄地局長に報告しなければならず、局長が問題を解決しない場合は、直ちにインドのCAに通知しなければなりません。納税者の所得調整がCbCR情報の不適切な使用に基づいている場合、行動13基準に沿って、ガイダンスでは、インドCAは相互合意手続きにおいて当該調整を速やかに譲歩すると再度確認しています。

さらに、国別報告書を適切に使用するための四半期レビューメカニズムは、インドのCAを通じてインド税務当局によって行われる予定です。すべての関係税務職員からの四半期レビューを、各四半期の終了から30日以内にインド税務当局に提出する必要があります。最初四半期レビューは、2019年1～3月の四半期に予定されており、2019年4月30日が期限とされています。

今後の影響

インド税務当局が発行したガイダンスは、OECDがこの件に関して発行したガイダンスにほぼ沿っています。インドは、国別報告書の適切な使用へのコミットメントを表明しているため、ガイダンスによりCA合意を通じてインドとの国別報告書の交換が容易になるでしょう。ガイダンスは、税務当局がリスク評価の目的で国別報告書をどのように使用し、不適切な使用の結果がどの

ようになるかについての有用な知見を提供しています。国別報告書に関する活動が継続的かつ拡大しているため、ガイダンスは固定的なツールではなく、税務当局の経験を反映するために定期的に更新されると見込まれます。これについては、国別報告書が税務当局によってリスク評価にどのように使用されるかを注視し、リスク軽減のための適切な是正措置を検討する必要があります。

巻末注

1. 多国間税務執行共助条約、二国間租税条約、又は租税情報交換条約など、既存の国際協定に基づく国別報告書の交換に関する権限ある当局間の合意。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎
津田 朗彦

パートナー
エグゼクティブ ディレクター

ichiro.suto@jp.ey.com
akihiko.tsuda@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180802

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp